

# 金融資産の減損に関する2つのモデルを比較検討 ―ASBJ、金融商品専門委

去る9月7日、企業会計基準

委員会は第169回金融商品専門委員会を開催した。

今回の審議では、金融資産の減損に関する会計基準開発の本格的な検討に入る前段階として、IFRS9号「金融商品」

の相対的アプローチを採用したモデル（ECLモデル）と、米国会計基準におけるモデル（CECLモデル）の比較検討が行われた。

主な内容は次のとおり。

## ECLモデルとCECLモデルの基本的な考え方

### モデルの基本的な考え方

事務局から、IASBおよびFASBが予想信用損失モデルの採用に至った背景にも触れられ、ECLモデルとCECLモデルの基本的な考え方が説明された。

### (1) ECLモデルの基本的な考え方

ECLモデルでは、当初認識時に金融資産の価格付けに織り込まれた予想信用損失の当初の見積りと、その後の変動の影響とを区別することを一貫して重

視している。

### (2) CECLモデルの基本的な考え方

CECLモデルでは、資産に対する引当水準の適切性をより重視している。

これは、金融危機時にみられた、会計基準と市場参加者による信用リスクに対する認識や、結果的な帳簿価額と市場価格の間のずれへの米国の関係者の強い問題意識が根底にあると考えられる。

### (3) 両モデルにおける金融資産の信用度と貸倒引当金との関係

IASBおよびFASBでのこれまでの審議等を踏まえ、次のことがいえる。

- ・貸出金等の当初認識時において、ECLモデルによれば、12カ月の信用損失が認識されるのに対して、CECLモデルでは全期間予想信用損失が認識される。
- ・金融資産の当初認識後は、ECLモデルによれば、信用リ

スクの著しい増大が生じた時点で、引当額が急激に増加するのに対して、CECLモデルによれば、信用リスクの変化に応じて引当額が変化する。

前記の比較が行われた後、日本基準での定めにおいては、発生損失モデルを採用しているか予想信用損失モデルを採用しているかは明示されていないことが確認された。

事務局の説明に対し、専門委員からは、「どちらのモデルにもメリット・デメリットがあり、どちらか一方が優れているとはいえない」といった趣旨の意見が複数挙がった。

## ECLモデルとCECLモデルの当初適用による影響

### モデルの当初適用による影響

ECLモデルとCECLモデルの当初適用による貸倒引当金への影響について、欧州銀行監督機構（EBA）やムーディーズ・アナリティクス社のレポートが事務局から紹介された。

\*

金融資産の減損に関する日本基準の開発に活かせるよう、今後、コロナ下で作成された海外のレポートの分析も踏まえながら、引き続き情報を共有していくとのこと。

## 今月の税務

| 日付                             | 項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 備考・コメント                                                            |
|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 10月11日(月)まで<br>(10月10日が日曜日のため) | ① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和3年9月分)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | ① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。                                             |
| 11月1日(月)まで<br>(10月末日が日曜日のため)   | ② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和3年8月期分)<br>法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税<br>③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告<br>1カ月延長法人(令和3年7月期)<br>2カ月延長法人(令和3年6月期)<br>④ 消費税・地方消費税の確定申告(1カ月ごと)(8月期)<br>⑤ 消費税・地方消費税の確定申告(3カ月ごと)(2月、5月、8月、11月期)<br>⑥ 法人の中間申告(半期・2月期)<br>法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税<br>⑦ 法人消費税の中間申告納付<br>直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(8月期を除く)<br>直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(2月、5月、11月期) | ②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。<br>④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。 |

# 米経済の成長ペースは一時的鈍化の兆しか

世界の金融市場に大きな影響を与えるアメリカの金融政策の行方について、8月に行われたパウエル米連邦準備制度理事会（FRB）議長のスピーチ以後、実施時期など具体的な実施内容に注目が集まっている。

このFRBの判断に影響を与える経済指標として、まず9月3日、米労働省から8月の雇用統計が発表された。非農業部門の就業者数は23万5,000人の増加で、市場予想の約72万人を大きく下回った。7月の雇用者数が105万3,000人増加と上方修正されただけに、一層アメリカの雇用失速を際立たせる結果となった。

また、失業率は5.2%と前月比0.2ポイントの改善だった。時間当たり賃金は、前月比0.6%上昇、前年同月比では4.3%上昇で、いずれも先月より伸びが加速した。パウエル議長という「年内緩和縮小開始」の実現に向けて、物価や個人消費への賃金の悪影響は免れたとみられるものの、雇用市場は8月の発言の基準となる7月時点から悪化することも懸念される。

さらにFRBは9月8日、地区連銀経済報告（ページジュブック）を発表したが、これもFRBの金融政策を占ううえで重要である。内容は、「7月上旬から8月にかけて経済の拡大ペースがわずかに鈍化」となり、経済拡大ペースについては、前回の「力強さを増した」から「緩やか」に変わり、景気判断を引き下げた。また、物価上昇については「強い伸び」のままで、雇用統計と同様に物価に対する弱いデータはみられなかった。

7月以降急速に拡大する米国内のデルタ株感染者数の影響は、9月に入ってやや鈍化傾向がみられるが、当面は物価以外の個人消費や雇用市場に悪影響を及ぼすとの見方が強い。今回発表された雇用統計とページジュブックをみると、やや金融緩和方向の思惑が強まっているため、市場の一部に残っていた緩和縮小の前倒しの可能性は小さく、年内のままだ先送り説の可能性が強まったとみられている。

## 会計・監査 カンメの要

## 肌で感じる内部統制とは

公認会計士  
手塚 仙夫

会社法、金融商品取引法（金商法）における監査の重要なポイントとして、内部統制システムの構築が挙げられ、いずれの監査においても、その有効性の評価が中心となる。

内部統制システムの目的は、法律によって相違する。会社法が想定しているのは、コンプライアンスや業務の効率性なども含み、業務執行取締役の責任として監査役等にその有効性の評価が求められている。一方、金商法では主に企業が発する財務情報、特に財務諸表の信頼性確保に主眼が置かれている。

また、法律により規定のしかたも相当相違する。会社法は、取締役の責任として理念的な規定が置かれているだけで、具体的な内容については、各社、各取締役に委ねられている。金商法では、財務諸表監査のなかに内部統制の評価手続が組み込まれていると同時に、内部統制監査として制度化されており、会社法とは規定のしかたが随分違っている。

本稿では、そのような法制度について説明するものではなく、日常業務のなかで内部統制をどのように感じることができるかを、私の独断をもつて説明してみたい。

会社法は前述したように、理念だけが規定されていないので、中身については「これがわが社の内部統制である」と宣言すれば済むということが出来る。金商法では内部統制監査があるので、かなり詳細な取決めが求められている。しかし、このような厳しい規定があるにもかかわらず、会計不祥事は発生している。このことは制度をいくら厳しく設計しても、効果は限定的ではないことを意味している。そこで、内部統制システムの有効な構築には何が必要なのか考えてみたい。

私は、内部統制システムの有効性は、現場で業務を行う担当者意識の持ち方にあると考えている。各担当者が与えられた業務遂行にあたり、自分がミスをしたとき、あるいは意図的に不正行為を行ったとき、そのミス等がだれが発見し、正すことになっているかを考える習慣をつけたい。それが明確に頭に描ける状況であれば、その業務に係る内部統制システムは有効に構築されている可能性が高い。そうでない場合は、内部統制システムに何らかの欠陥がある可能性がある。

また、自分の業務に関してデータや情報を受け取ったとき、それが真実なのかどうか確信が持てるか、すなわち、このデータ等は真正なものであるというチェックを受けて自分に提供されているという確信が持てるかどうかである。

さらに、業務に関して明らかに問題があるという事実を知ったとき、当該事実が速やかに内部統制管理部署に連絡され、適切な対応がなされるという自信があるかどうかも重要である。ここで述べたことを自信をもって説明できる組織は、内部統制システムが有効に構築されている可能性が高いと判断できる。

また、業務の効率性については、日常業務において効率の悪さや改善の余地を感じたとき、それを問題提起できる環境が整っていることも重要である。

このように、内部統制システムの有効性は、日々の業務のなかで肌で感じられるものでなければならぬと考えている。マニュアルや規程はそのまま必要なものとして作成されるものであり、形式的に作成しても実効性に欠けるものではない。内部統制システムは、現場感覚で構築されてはじめて機能することになるのである。

## この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

| 日付            | 法規等                                              | 出所 | 備考                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 掲載号 |
|---------------|--------------------------------------------------|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 2021年<br>9月8日 | 「会計基準の選択に関する基本的な考え方」の開示内容の分析<br>《2021年3月期決算会社まで》 | 東証 | 東証上場会社のうち、決算短信の「会計基準の選択に関する基本的な考え方」に記載がある3,730社を対象に分析を行ったもの。IFRS適用済会社(226社)、IFRS適用決定会社(10社)、IFRS適用予定会社(7社)の合計は243社となり、前年比+9社であった。243社の時価総額の合計は327兆円であり、東証上場会社の時価総額(742兆円)に占める割合は44%(前年比+2%)となった。なお、IFRS適用の検討を実施している会社は167社。<br><a href="https://www.jpx.co.jp/news/1020/20210908-01.html">https://www.jpx.co.jp/news/1020/20210908-01.html</a> | —   |

## 証 券 新政権は株価停滞ムードを打開できるか？

9月3日に菅首相が自民党総裁選挙に立候補しない、と表明し、自民党は新総裁のもとで11月とみられる総選挙に臨むことが確実となった。新政権がどのような経済政策を打ち出すか、株式市場への影響が注目される。

自民党新総裁が選出されることとなつてから、株式市場はにわかに活気づき、日経平均は9月上旬、久しぶりに連騰に沸き、4月以来の終値3万円台を回復した。この時期、多くの主要国の株価は一進一退を続けており、日本株価の上げ相場達成が際立っている。

それまで日本株価は、緊急事態宣言のもとでオリンピック、パラリンピックを強行した形になったこともあり、他国市場以上に低迷を余儀なくされてきたとみられる。

何とかビッグイベントを乗り切ったところへ届いた自民党新総裁選という情報は、株式市場にはポジティブなサプライズとなったとの見方もある。これは、現政権の新型コロナウイルス対

策への不満が株式市場にも溜まっていたのではないかとみえる向きもある。

現在、日本経済は緊急事態宣言によって、レジャー、サービス需要の抑制が続いているため、経済成長率は四半期ごとにジグザグ模様を描いている。ただ、企業収益は、中国やアメリカの景気回復にけん引され、製造業を中心に、利益の上方修正を行う企業が少なくない。

失業、時短などで所得が減り、生活苦を訴える消費者は少なくないが、消費抑制によって貯蓄が増えているという見方もある。秋以降、感染収束に向かい、ウィズコロナのなかで「経済を回す」ことが可能になれば、消費の盛り上がり期待できるとの声もある。さらに、海外景気が逆戻りするようになれば、内外需両方の増加も見込まれる。新政権が打ち出す具体的な政策が株式市場の期待を裏切るようなものでなければ、株価の見通しはさらに明るくなるとの見方もあり、先行きが注目される。

## 経理用語の豆知識



### 受託会社のシステムに関する記述書と評価

受託会社監査人は、システムに関する記述書の作成、適用される規準に関連する内部統制が適切にデザインされているかどうかの評価および、内部統制のデザインおよび運用状況に関する報告を行う場合に適用される規準に関連する内部統制が有効に運用されているかどうかの評価において、受託会社が適合する規準を使用しているかどうかを評価しなければならない。

受託会社監査人は、受託会社のシステムに関する記述書入手して通読し、システムに関する記述が適正に表示されているかどうかを評価しなければならない。当該評価には、①統制目的が合理的かどうか、②識別された内部統制が業務に適用されているかどうか、③委託会社の相補的な内部統制がある場合、それらが適切に記載されているかどうか、④再受託会社が業務を実施している場合、再受託会社の実施する業務について適切に記載されているかどうか、が含まれる。

### 監査役等と監査人との連携



監査役等と監査人の連携の方法には、会合、口頭または文書による情報交換や、監査役・監査委員、監査等委員による監査人の監査現場への立会などがある。新型コロナウイルス感染症への対応やデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進を契機として、直接の訪問や対面を伴わない手法の導入等を含め、適宜状況に応じて適切な方法を検討することが必要である。

KAMの検討プロセスにおいては、選定事項または記載内容について、会社の情報開示等と監査人の守秘義務との関係で経営者との間に見解の相違が生じることも考えられることから、年間を通じての十分な議論が必要となる。また、事業報告や有価証券報告書等のその他の記載内容を構成する文書については、経営者、監査役等および監査人がそれぞれの責任を適切に果たすため、草案について、経営者から監査役等および監査人への提供方法および時期を協議しておく必要がある。